

事業の経緯 (首都国道事務所担当区間)

昭和21年3月26日	都市計画決定 (W=25m)
昭和41年3月29日	都市計画変更 (東小松川交差点と中央2丁目交差点をそれぞれで立体化、W=33m)
平成元年度	事業化
平成3年8月21日	都市計画変更 (東小松川交差点と中央2丁目交差点を連続立体化に変更)
平成3年度	用地着手

事業の流れ

現 況 4 車 線

東小松川交差点の改良
境川橋の架け替え
I期区間6車線化拡幅整備

II期区間6車線化拡幅整備

亀戸小松川立体整備



小松川地区付近

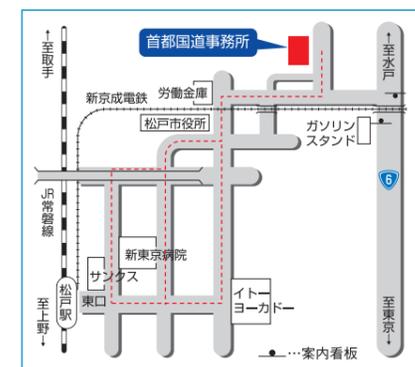


東小松川交差点 (千葉方面)

国道14号 亀戸小松川立体

国土交通省関東地方整備局
首都国道事務所
http://www.ktr.mlit.go.jp/syuto/
〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花86
TEL 047(362)4111 (代)

国土交通省関東地方整備局
東京国道事務所
http://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/
〒102-8340 東京都千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎 15・16階
TEL 03(3512)9090 (代)



国土交通省関東地方整備局
首都国道事務所
東京国道事務所

■国道14号とは

国道14号は日本橋を起点とし、江戸川区を通過して千葉県に入り、千葉市へ至る総延長約64.2kmの主要幹線道路です。東京都内では首都高速7号線、東京湾岸道路とともに東西方向の交通を担う道路です。

■亀戸小松川立体とは

亀戸小松川立体は、国道14号の江東区亀戸9丁目から江戸川区大杉1丁目までの交通混雑の緩和、交通安全の確保、沿道環境の改善を目的とした延長約2.5kmの道路拡幅等を行う事業です。江東区亀戸9丁目から江戸川区小松川4丁目までの区間は東京国道事務所、江戸川区松島1丁目から大杉1丁目間の区間は首都国道事務所がそれぞれ担当しています。

■位置図



■計画概要

東京国道事務所		首都国道事務所	
自：東京都江東区亀戸9丁目 至：東京都江戸川区小松川4丁目	区間	自：東京都江戸川区松島1丁目 至：東京都江戸川区大杉1丁目	
L=1.3km(うち立体区間0.4km)	延長	L=約1.2km(うち立体区間0.9km)	
33.0m~50.0m	計画幅員	33.0m	
区分：4種1級、設計速度：60 km/h	構造規格	区分：4種1級、設計速度：60 km/h	
昭和60年度	事業着手年度	平成元年度	
(当初)昭和21年3月26日 (変更)昭和39年2月7日 昭和50年8月15日	都市計画	(当初)昭和21年3月26日 (変更)昭和41年3月29日 平成3年8月21日	

■事業箇所の現状



江戸川区小松川3丁目付近(6車線拡幅済)



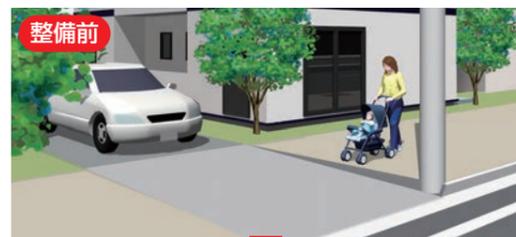
東小松川交差点(千葉方面)

■各事務所担当区間の整備内容

東京国道事務所担当区間では、6車線への道路拡幅が完了し、現在は電線共同溝の整備を進めています。

首都国道事務所担当区間では、渋滞の激しい東小松川交差点の改良を行うとともに、現況4車線の道路を当面6車線に拡幅することによって渋滞を緩和し、将来的には立体化を計画しています。さらに事業の一環として老朽化した境川橋の架け替えを実施、安全性を高めつつ、次のような整備も実施していきます。

●段差のないバリアフリー歩道を整備



●ライフラインを地下に埋設して良好な道路環境を実現



地中に電線共同溝や上下水道、ガスなどのライフラインを収容。障害物のない、快適な道路空間をつくります。

高齢者や体の不自由な方、ベビーカーや車椅子を利用する方にも歩きやすい歩道になります。

■亀戸小松川立体拡大図

■標準横断面(案) (首都国道事務所担当区間)

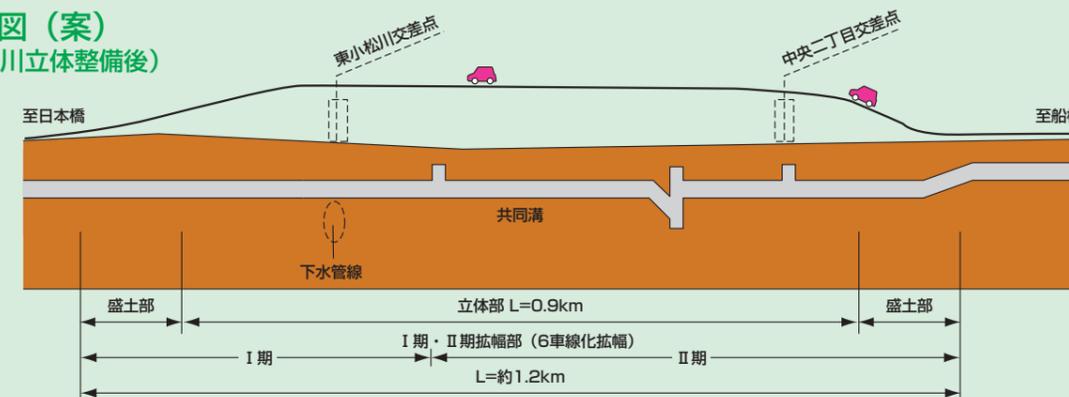
●拡幅部 6車線化拡幅後



●立体部 小松川立体整備後



■縦断面(案) (小松川立体整備後)

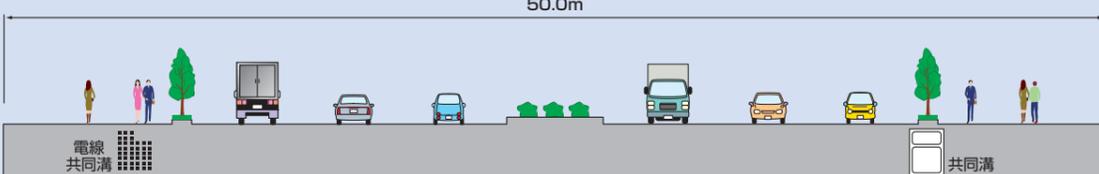


この区間では東小松川交差点を先頭に交通渋滞が発生しているため、渋滞を緩和し、沿道周辺の都市機能の改善を図るために、拡幅立体事業を実施します。



■標準横断面 (東京国道事務所担当区間)

●B-B 50m区間 6車線拡幅後



●A-A 33m区間 6車線拡幅後

